

議案第 36 号

土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について

土地持分全部移転登記手続請求に応じない者に対し、下記のとおり土地持分全部移転登記手続請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 訴えの相手方

- (1) 茨城県取手市在住
A（女性）
- (2) 千葉県市川市在住
B（女性）
- (3) 千葉県成田市在住
C（女性）
- (4) 千葉県我孫子市在住
D（男性）
- (5) 千葉県我孫子市在住
E（女性）
- (6) 千葉県松戸市在住
F（女性）
- (7) 千葉県松戸市在住
G（男性）

- (8) 埼玉県越谷市在住
H（女性）
- (9) 千葉県流山市在住
I（男性）
- (10) 埼玉県さいたま市在住
J（女性）
- (11) 埼玉県さいたま市在住
K（女性）
- (12) 千葉県市川市在住
L（女性）
- (13) 中華人民共和国上海市在住
M（男性）
- (14) 東京都目黒区在住
N（女性）
- (15) 東京都中野区在住
O（女性）
- (16) 千葉県柏市在住
P（女性）
- (17) 埼玉県春日部市在住
Q（女性）
- (18) 東京都足立区在住
R（男性）
- (19) 埼玉県春日部市在住
S（女性）
- (20) 茨城県取手市在住
T（女性）
- (21) 千葉県松戸市在住
U（女性）

(22) 千葉県我孫子市在住

V（女性）

2 訴えの趣旨

本市は、市川市身体障害者福祉センター敷地の土地（市川市本行徳344番）の所有権を有しているところ、当該土地の登記簿に訴外亡Wが持分5分の1の所有権を有する旨の不実の登記がなされていることから、当該不実の登記を本市に移転させるため、訴外亡Wの相続人であるAないしVに対し、土地持分全部移転登記手続を行うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

3 訴訟進行の方針

- (1) 本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加その他の変更をすることができるものとする。
- (2) 訴えを提起した後、訴訟の進行の段階で、相手方AないしVが土地持分全部移転登記手続を行う旨等を内容とする和解をすることができるものとする。

理 由

市川市身体障害者福祉センター敷地の土地になされた共有持分に係る不実の登記を真正な土地所有者である本市に移転させる必要があることから、当該不実の登記の名義人の相続人に対し、土地持分全部移転登記を行うよう請求する旨の訴えを提起するため、提案するものである。